

基安労発 0805 第 1 号
平成 28 年 8 月 5 日

石灰石鉱業協会会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長
(契印省略)

8 月以降における熱中症予防対策の徹底について

安全衛生行政の推進につきまして、日頃から格別の御配慮をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、職場での熱中症予防対策については、平成 21 年 6 月 19 日付け基発第 0619001 号「職場における熱中症の予防について」(以下「基本対策」という。)により示しており、特に平成 28 年の職場における熱中症予防対策については、平成 28 年 2 月 29 日付け基安発 0229 第 1 号「平成 28 年の職場における熱中症予防対策の重点的な実施について」(以下「重点通達」という。)において留意すべき事項を示しているところです。

今般、7 月末までに報告があった熱中症の件数をとりまとめた(別紙 1)ところ、昨年の同時期の状況より報告件数が多くなっていました。熱中症の発症のピークが、一般的に 7 月から 8 月であることを踏まえ、8 月以降においても、職場における熱中症予防対策の更なる徹底が必要です。

一方、労働者の熱順化(熱に慣れ当該環境に適応すること)については、熱へのばく露が中断すると 4 日後には順化の顕著な喪失が始まります。このため、夏季休暇後など、一定期間暑熱環境における作業から離れ、その後再び当該作業を行う場合等においては、労働者は熱に順化していない状態に再び戻っていることが想定されることに特段の留意が必要です。

つきましては、貴職におかれましては、8 月以降の職場における熱中症予防対策の徹底に向け、関係事業場において、平成 27 年の熱中症による死傷災害発生状況(別紙 2)や、上記の労働者の熱順化の状況を踏まえた対策の実施に留意する等により、基本対策及び重点通達に基づく職場での熱中症予防対策に一層の取組を進めていただけるよう、関係事業場への周知について特段の御理解と御協力をお願い申し上げます。

熱中症による月別の労働者死傷病報告数（平成27、28年） (人)

	5月以前	6月	7月	7月末までの累積数
平成28年 ※同年7月末時点の速報値	9	17	37	63

平成27年 ※同年7月末時点の速報値	16	6	34	56
平成27年 ※確定値	16	20	223	259

8月	9月	10月以降
214	7	1

○ 平成28年においても同様に報告数が確定すると仮定すると、7月末までの累積確定数は300人近くに上ると推定される。

○ 平成27年8月において、200人超の被災者が発生したことから、本年8月以降も職場における熱中症予防対策の更なる徹底が必要である。

※ 「5月以前」は1月から5月まで、「10月以降」は10月から12月までの合計。

※ いずれも休業4日以上の労働災害に係る労働者死傷病報告。

基安発 0523 第 2 号
平成 28 年 5 月 23 日

別記関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長
(公 印 省 略)

平成 27 年の職場における熱中症による死傷災害の発生状況について

安全衛生行政の推進につきまして、日頃から格別の御配慮をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、職場における熱中症予防対策については、平成 21 年 6 月 19 日付け基発第 0619001 号「職場における熱中症の予防について」(以下、「基本対策」という。)により示しているところですが、今般、平成 27 年の職場における熱中症による死傷災害発生状況について、下記及び別紙 1 のとおり取りまとめました。

気象庁の暖候期予報によれば、平成 28 年の暖候期（6～8 月）は、特に西日本では気温が平年並みか平年より高くなることが予想されていることから、熱中症による労働災害が多く発生することが懸念されるところです。

平成 28 年の職場における熱中症予防対策については、平成 28 年 2 月 29 日付け基安発 0229 第 1 号「平成 28 年の職場における熱中症予防対策の重点的な実施について」(別紙 2。以下、「重点通達」という。)において留意すべき事項を示しておりますので、貴職におかれましては、平成 27 年の熱中症による死傷災害発生状況を参考にしていただき、基本対策及び重点通達に基づく職場における熱中症予防対策に一層の取組をいただくとともに、関係事業場への周知等について特段の御理解と御協力をお願い申し上げます。

記

平成 27 年の熱中症による死傷災害発生状況の概要

平成 27 年の職場における熱中症による死者及び休業 4 日以上の業務上疾病者の数は 464 人と、平成 26 年よりも 41 人多く、死亡者数は 29 人と、平成 26 年よりも 17 人増加している。特に建設業及び建設現場等に付随して行う警備業においては、死者者数が 18 人と、酷暑であった平成 22 年の死亡者数と同程度となっている。

気象庁の発表によると、平成 27 年は、西日本を中心に 7 月上旬の平均気温が低か

つたが、北・東日本では7月中旬から、西日本では7月下旬から晴れて暑い日が続き、8月上旬には35度以上の猛暑日となった所が多かった。

平成27年に熱中症により死傷した464人のうち、303人が7月下旬から8月上旬に被災している。また、死亡した29人のうち、10人は7月に、16人は8月に被災している。

死亡した29人に係る災害の発生状況等をみると、WBGT値（暑さ指数）の測定は28人においてなされていなかった。また、熱への順化期間（熱に慣れ、当該環境に適応する期間）の設定は26人においてなされていなかった。さらに、定期的な水分及び塩分の摂取は17人、健康診断の実施は13人においてなされていなかった。

別記 (略)